

衆議院 内閣委員会 議録 第十九号

令和五年六月九日(金曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 大西(英男君)

理事 井上(信治君)

理事 藤井比早之君

理事 青柳陽一郎君

理事 阿部(司君)

理事 赤澤(亮正君)

理事 石原(宏高君)

理事 尾崎(正直君)

理事 柿沢(未途君)

理事 工藤(彰三君)

理事 新谷(正義君)

理事 杉田(水脈君)

理事 田野瀬(太道君)

理事 津島(淳君)

理事 中山(展宏君)

理事 平沼正(二郎君)

理事 細野(豪志君)

理事 松本(尚君)

理事 中谷(一馬君)

理事 太(栄志君)

理事 山岸(一生君)

理事 岩谷(良平君)

理事 堀場(幸子君)

理事 福重(隆浩君)

理事 塩川(鉄也君)

理事 大石あきこ君

神田(憲次君)

宮路(拓馬君)

稲富(修二君)

國重(徹君)

東(国幹君)

稲田(朋美君)

大野敬(太郎君)

岸(信千世君)

小寺(裕雄君)

新藤(義孝君)

鈴木(英敬君)

平(将明君)

中野(英幸君)

平井(卓也君)

穂坂(泰君)

牧島かれん君

三谷(英弘君)

西村智(奈美君)

馬淵(澄夫君)

吉田はる(み君)

浦野(靖人君)

河西(宏一君)

齋藤(レックス君)

緒方林(太郎君)

新藤(義孝君)

高階恵(美子君)

牧島かれん君

山下(貴司君)

國重(徹君)

議員

鰐淵(洋子君)

西村智(奈美君)

山岸(一生君)

宮本(岳志君)

阿部(司君)

岩谷(良平君)

浅野(哲君)

鈴木(英敬君)

中野(英幸君)

尾崎(正直君)

廣瀬(健司君)

小山(定明君)

近藤(博人君)

赤澤(亮正君)

池田(佳隆君)

杉田(水脈君)

鈴木(英敬君)

田野瀬(太道君)

中野(英幸君)

平沼正(二郎君)

牧島かれん君

松本(尚君)

太(栄志君)

本庄(知史君)

浅野(哲君)

同日

柿沢(未途君)

岸(信千世君)

新谷(正義君)

新藤(義孝君)

穂坂(泰君)

細野(豪志君)

三谷(英弘君)

西村智(奈美君)

吉田はる(み君)

齋藤(レックス君)

同日

牧島かれん君

津島(淳君)

赤澤(亮正君)

田野瀬(太道君)

松本(尚君)

平沼正(二郎君)

杉田(水脈君)

太(栄志君)

本庄(知史君)

浅野(哲君)

同日

同(穀田恵二君紹介)(第一六一七号)

同(志位和夫君紹介)(第一六一八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一六一九号)

同(田村貴昭君紹介)(第一六二〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一六二二号)

同(宮本岳志君紹介)(第一六二三号)

同(宮本徹君紹介)(第一六二四号)

同(本村伸子君紹介)(第一六二五号)

同(大石あきこ君紹介)(第一七〇七号)

同(金子恵美君紹介)(第一六九九号)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一七〇〇号)

同(菊田真紀子君紹介)(第一七〇二号)

同(源馬謙太郎君紹介)(第一七〇三号)

同(篠原豪君紹介)(第一七〇四号)

同(牧義夫君紹介)(第一七〇五号)

同(笠浩史君紹介)(第一七〇六号)

○大西委員長 これより会議を開きます。

新藤義孝君外五名提出、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案、西村智奈美君外十三名提出、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案及び阿部司君外四名提出、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。新藤義孝君。

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○新藤議員 ただいま議題となりました性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

性的指向及び性同一性の多様性につきまして、国民の理解が進んでいるとは必ずしも言えない現状に鑑みますと、全ての国民が、性的指向及び性同一性の多様な在り方を互いに自然に受け入れられるような共生社会、すなわち、性的マイノリティーはもろろんのこと、マジョリティーの人も含めた全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できるような社会の実現を目指して、性的指向及び性同一性の多様性に関する理解の増進を目的とした諸施策を講ずることが必要であると考え、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、目的でございますが、性的指向及び性同一性の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性同一性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としております。

第二に、性的指向及び性同一性の定義でございます。この法律において、性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、性同一性とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこととしております。

第三に、基本理念としまして、国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性同一性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性同一性を理由とする不当な差別はあつてはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないと定めております。

第四に、性的指向及び性同一性の多様性に関する理解の増進に関し、国及び地方公共団体の役割、事業主等の努力について定めることとしております。

第五に、政府は、毎年一回、施策の実施状況を公表するとともに、基本計画を策定し、おおむね三年ごとに見直しを行うこととしております。

第六に、基本的な施策として、学術研究等を推進するものとし、また、知識の着実な普及、相談体制の整備、民間団体等の活動の促進等について定めております。

第七に、内閣府等の関係行政機関の職員をもつて構成する性的指向・性同一性理解増進連絡会議を設け、連絡調整を行うこととしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしております。なお、この法律につきましては、施行後三年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○大西委員長 次に、西村智奈美君。

性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○西村(智)議員 ただいま議題となりました性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

性的指向及び性自認の多様性につきまして、国民の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、それがいじめや差別などの原因となつているという現状に鑑み、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様な社会の実現を目指すことが必要であると考え、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、目的でございますが、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様な社会の実現に資することを目的としております。

第二に、性的指向及び性自認の定義についてでございます。この法律において、性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、性自認とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこととしております。

第三に、基本理念といたしまして、国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的

指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないと定めております。

第四に、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、国及び地方公共団体の役割並びに事業主及び学校の設置者の努力について定めることとしております。

第五に、政府は、毎年一回、施策の実施状況を公表するとともに、基本計画を策定し、おおむね三年ごとに見直しを行うこととしております。

第六に、基本的な施策として、調査研究を推進するものとし、また、知識の着実な普及、相談体制の整備、民間団体等の活動の促進等について定めております。

第七に、内閣府等の関係行政機関の職員をもつて構成する性的指向・性自認理解増進連絡会議を設け、連絡調整を行うこととしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしております。なお、この法律につきましては、施行後三年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○大西委員長 次に、阿部司君。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○阿部(司)議員 ただいま議題となりました性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

関する国民の理解の増進に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性につきましては、提出者としては、国民の理解が進んでいるとは必ずしも言えない現状に鑑み、全ての国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様な在り方を互いに自然に受け入れられるような共生社会、すなわち、性的マイノリティーはもろろんのこと、マジョリティーの人も含めた全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できるように社会の実現を目指して、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する理解の増進を目的とした諸施策を講ずることが必要であると考え、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、目的でございますが、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としております。

第二に、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの定義でございます。この法律において、性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、ジェンダーアイデンティティーとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこととしております。

第三に、基本理念としまして、国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティーにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティ

ティーを理由とする不当な差別はあつてはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行わなければならないと定めております。

第四に、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する理解の増進に関し、国及び地方公共団体の役割、事業主等の努力について定めることとしております。

第五に、政府は、毎年一回、施策の実施状況を公表するとともに、基本計画を策定し、おおむね三年ごとに見直しを行うこととしております。

第六に、基本的な施策として、学術研究等を推進するものとし、また、知識の着実な普及、相談体制の整備、保護者の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育等について定めております。

第七に、内閣府等の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティー理解増進連絡会議を設け、連絡調整を行うこととしております。

第八に、留意事項として、この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティーにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意することとしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしております。なお、この法律につきましては、施行後三年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○大西委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○大西委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として法務

省大臣官房審議官小山定明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○大西委員長 これより質疑に入ります。

○赤澤委員 おはようございます。

本日は、自民党、公明党案について質問をさせていただきます。

この法案については、世論の中に強い不安や反発が見られます。実際にLGBTの皆様が求めているわけではないと承知してはいますが、決してあつてはならないことと考えますが、この法案が成立したら、外形は男性だが自身は女性であると称する人は女湯や女性用手洗いに入れるようになるというのとは本当ですか。

○新藤議員 まず、大前提として、この法案は理念法でありますので、個々の人々の行動を制限したり、それから何か新しい権利を加える、こういったものではありません。

この法案は、基本理念に掲げさせていただきましたが、全ての国民が、性的マイノリティーの方、またマジョリティーの方、それぞれがお互いに理解を合意しながら、そしてそれを深め、共生社会をつくっていくべきだ、それを実現を図るために、政府にそれを促す、こういう理念法でございます。

今御懸念がございました、お風呂ですとか、それから女性用のトイレに外見が男の方が自分は女性だと称して入る、これは許されません。そして、マジョリティーの女性の権利や女性用スペースの侵害は認められない、私たちはそう思っています。その憲法に基いて、この管理区分も含めて、そういったことは認められない、このよ

うに思っているわけでございます。

しかし、LGBTの、性的なマイノリティーの皆さんが生きづらさを感じてはいけない、これもまたでございます。

ですから、それぞれの方々がきちんとお互いを理解し、認め合つて、そして穏やかに暮らしていく社会、共生社会をつくらうじゃないか、そのため、それを政府に、きちんと指針を示してくれ、これを促す法案だと御理解をいただきたいと思ひます。

○赤澤委員 懸念は当たらないという趣旨のお答えでしたが、強い不安や反発を覚えておられる皆様のお気持ちはなかなか収まらないと思うので、更にお伺いをしますが、それでは、本法案が成立した場合、もし特定の個人が、外形は男性だが自身は女性であるから女湯や女性用お手洗いに入ると主張したら、制止できますか。もし制止を振り切つたらどうなりますか。

○新藤議員 これにつきましては、そもそも、この法案で、それがいいか悪いか、そういったことを規定するものではないということは前提にしてください。

その上で、仮に今の御質問のようなことがあつたとするならば、それは、体は男性なのに女湯や女性用のお手洗いをのぞく、また、そこに入つていく、そうしたことも、また、施設管理者の制止を振り切つて侵入した、これはいわゆる建造物の侵入罪、それから公然わいせつ罪などの犯罪に当たり得るといふふうに考えております。

しかし、それは、いわゆるマイノリティーの、LGBTの皆さんが果たしてそんなことを望んでいるかという点、それも余り聞かなくてはいけません。ただ、心配があることは事実であります。そして、公衆浴場法の三条におきまして、そもそも、営業者は風紀に必要な措置を講じなければならない、こういう法律がございます。現状で、そして、加えて、条例において、おおむね七歳以上の男女を混浴させないというのが定められているわけでありませぬ。

ここで言う男女というのは、身体的な特徴の性をもって判断するとされており、公衆浴場の営業者は、体は男性、心は女性という方が女湯に入らないようにする必要があり、このようになつていくわけで、この取扱いが風紀の観点から合理的な区別であるということが政府として答弁されており、憲法十四条に照らしても差別に当たらない、この侵入を阻止してもこれは四月の二十八日の内閣委員会、そこにお座りの國重委員が委員会で質問をして、明確に政府から答弁がなされている。

ですから、そうした心配のないように、丁寧な説明が必要だと思いますが、元々、現状において、そうした女性の方々やいわゆるそのスペースの侵害があつてはならない、これは許されないことなんだというふうには整理をされているわけですが。

○赤澤委員 重ねて、懸念は当たらないというた
だいまの御説明でありました。

ただ、現状において、世論の中に強い不安や反発が見られることは間違いないので、引き続き、与党として説明責任を果たしていくことが必要だ
というふうには思っております。

そして、世論の中に強い不安や反発が見られる中、それでもこの法案を成立させなければなら
ない。その意味を分かりやすく御説明をいただき
たいと思います。

○新藤議員 私ども自民党は、平成二十八年に、
性的マイノリティーに関する特命委員会、これを
設けました。そこにお座りの稲田さんが委員長に
なられて、初代は古屋圭司先生です。

そして、そうした性的マイノリティーの皆さん
の生きづらさ、これはやはりあつてはならないと
思っています。そして、憲法に基づいて、誰しも
が個人の尊厳を享有できるわけであり、です
から、そうした問題にきちんと何らかの研究を
行つて、指針を作つていかなければならないん
じゃないかということで、既に現行法でやつてい
る、各省庁が行つている取組についてもチェック

リストを作りまして、いろいろなところでそうし
た生きづらさはないかということもやつてまい
りました。

しかし、近年とみに、LGBTの問題、そし
て、それは性的マイノリティーの方とマジョリ
ティーの方双方に様々な心配が出ています。ある
ならば、この機会にきちんと、国は、今個別に、
それぞれ憲法に基づいて、各法律に基づいて、会
社とかそれから学校の場所とか様々な場所で
個別の対処はしているんですが、これを、今ある
ものを一つにまとめて計画を作つて、そして、そ
の中でどういふふうには対応していけばいい
のか、そういう指針も含めて、これは国がまずそ
ういったことをきちんと研究すべきである、それ
を促すための法案を出させていただきました。

その結果として、今ある様々な不安はまず解
消しながら、何度も申しますが、皆お互い
が理解をして、そして性的多様性の理解を深めな
がら、穏やかな共生社会をつくる、これは誰しも
が望んでいることだと思つたので、そういった
ことを政府に促すための私たちは法案を出させて
いただいた。これによつて、そうした不安は少
しも解消されることを期待したいと思います。

○赤澤委員 LGBTの皆様が生きづらさを抱え
ておられることは間違いないというふうには思
っております。LGBTの皆様がいろいろな御要望と
かがあることに対して、全国で千七百以上ある市
町村あるいは都道府県が対応しようとする場面が
かなりあるということも承知をしております。

今、新藤代表がお話しになつたように、各自治
体が、今後、LGBTの皆様生きづらさをなく
していく上で、少しでも迷いがないようにやつて
いけるよう、国としても、基本計画に加えて、指
針のようなものも必要に応じて作つていくとい
うことについては、私は大いに意味があるかなとい
うふうには思います。

その上で、大変大きな不安や反発が見られる中
です、マジョリティーの女性の権利や女性用
スペースの侵害は当然あつてはならないといふこ

とは前提にした上で、LGBTの皆様生きづら
さが軽減されていくような、理解増進が深まれば
いいなというふうには思つてございます。

ということで、現在、進行中と承知しておりま
す。野党間の修正協議も相まって、国民の皆様、
そして同僚議員の皆様御理解を得て、本法案が
法目的を達成することを期待して、質問を終わ
ります。

○大西委員長 次は、河西宏一君。

○河西委員 公明党の河西宏一でございます。
本日審議入りを行いました、いわゆる性の多
様性に関する相互理解、これを増進する法律案に
つきまして、議論を始め、各党また各党間におけ
る積年の議論があつたわけでございます。とりわ
け実務者の皆様に敬意を表させていただきます。

また、公明党といたしましても、二〇一二年に
プロジェクトチームを立ち上げて以来十一年
間、性の多様性に寛容な社会を目指して取り組ん
でまいつたところでございます。

そうした中で、法制局の皆様、また、委員長を
始め理事の皆様御尽力をいただきまして、本日
の審議を迎えるに至りました。関係する全ての皆
様に感謝を申し上げます、今般提出をされまし
た自公案につきまして、いづれも提出者の國重徹
議員に質疑をさせていただきます。

まず、今回提出をいたしました自公案は、令和
三年に超党派で取りまとめをいただいた議連案か
ら文言が幾つか修正をされております。

例えば、第二条二項の性自認を性同一性に、ま
た、第三条の差別は許されないを不当な差別は
あつてはならないに、また、第九条の、理解増進
に必要な調査研究の推進、これを学術研究の推進
等々の、こういった修正、これは内容を維持する
形で行われたというふうには伺つております。

この修正にしましては、公明党としては、ま
ず、この法案を議員立法で成立をさせまして、性
の多様性に関する相互理解、これを右でもなく左
でもなく前に進めていく、これが政治の果たすべ

き責任であるというふうにも思いますし、その意
味で、大局観、また、より幅広い合意形成を図る
見地から合意をしたものというふうには考えており
ます。

ただ、一方で、この修正に對しまして、内容が
後退したのではないかと一部御懸念の声もあるこ
とも事実でございます、そうした後退があつて
はならないと思つてございます。

そこで確認ですが、議連案から自公案への修
正、法制的な意味は変わっていないのか、明確に
御答弁をいただきたいと思つております。

○國重議員 河西委員が今おっしゃつたとおり、
法律を成立させて、性の多様性に関する相互理解
を進めて、多様性が尊重される社会を実現してい
く、このことは政治の重要な責務であると考えて
おります。

その上で、御指摘の文言修正につきましては、
法案の法制的な意味内容は議連案と変わっており
ません。いづれも、内容は維持しつつ、法制的な
意味は変わらない範囲で、表現の面で工夫を施し
たものであります。

具体的に申し上げますと、性自認を性同一性に
改めましたのは、両者はいづれも英語で言う、ジェ
ンダーアイデンティティーの訳語でありまして、
法制的にはいづれも同じ意味であると考えられる
一方で、性自認に関しては、その字面だけを見ま
すと、言葉の本来の意味と異なる、勝手な主張と
して、今は女性ですなどと称して、女性用の施設
等を悪意を持って利用しようとするような行為を
許してしまうと誤解されかねないとの懸念の声も
一部上がつていたこと。

翻つて、性自認又は性同一性とは、自身の性に
ついてのある程度の一貫性を持つた認識のことで
あつて、アイデンティティーというニュアンスを
より明確に出すには、性同一性の方が適当と考え
られたこと、性同一性障害特例法のほかにも、政
府の文書で性同一性の使用例があることなどを踏
まえたものであります。

次に、差別は許されないを不当な差別はあつて

はならないに修正したのは、安倍総理、菅総理、岸田総理を含めた累次の政府答弁と表現をそろえることで、答弁と法律の条文では趣旨が異なるのではないかといった無用な誤解を招くことを避けること。差別という用語に意味的に含まれていた不当な付すことによりまして、ここに言う差別とは、まさに不当な、客観的に見ても差別と言えようなものを指しているとの趣旨を確認、強調することとしたもの。二点が理由であります。

そして、調査研究を学術研究に修正したのは、調査研究の内容としては、当初より、医学的、心理学的な知見の深化などの学術研究が想定されていたところでありまして、この趣旨が明らかになるようにしたものであります。

以上です。

○河西委員 御答弁ありがとうございます。昨今、先ほども議員の方からありましたけれども、本法案に対する様々な御意見があります。例えば、これは、性的マイノリティーの人々に対する理解を性的マイノリティーの側だけが増進をする、促される、一方通行の法案なのではないか、むしろ分断や混乱を生むのではないか、こういった御懸念があるわけですが、これは明らかに誤解であるというふうに私は思っております。

第三条の基本理念、これがこの法案の根幹であるにもかかわらず、この趣旨が正確に伝わっていない面があるというふうに思うわけでございます。すなわち、この第三条をきちんと読みますと、このようにあります。「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とあるように、決して一方通行の法案ではなくて、この世の中には一人として同じ人間はいないわけでありまして、ありとあらゆる性的指向あるいは性同一性、ジェンダーアイデンティティーを持つ人々があるのままに對話できる、いわばラウンドテーブルを社会に用意して、そこに皆さんが着座していただいて、一方通行ならぬ双方の相互理解の増進を図る法案だと私は解しております。

そこで、本法案の目的、そして、その達成のため

の理念法であります本法案がどのような取組を社会に期待をしているのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○國重議員 今、河西委員の方から一方通行ならぬ双方の相互理解と表現していただいたように、本法案は、性的マイノリティーのみに関する理解の増進を目的とする法案ではなくて、性的指向、性同一性の多様性に関する理解の増進を目的とするものであります。

提出者としては、本法案の基本理念にあるとおり、共生社会、すなわち、性的マイノリティーの人も生きづらさを抱えてしまうようなことがあつてはなりませんけれども、同時に、性別に基づいて区分されてきた施設等が安心して使えなくなるような事態があつてはならず、マイノリティーの人もこれまでどおり平穩に暮らしていけるような社会の実現を目指していくことが必要であるとの認識を持っております。

このような認識の下、政府に対し、研究を行わせるとともに、それに基づいて基本計画を策定させる中で、こうした既存の取組を全体的に整理をして、政府の政策としてしっかりと位置づけを与えることによつて、これらの取組をよりよい形で充実させていきたいと期待しております。

○河西委員 ありがとうございます。

今御答弁ありましたように、本法案の目的です。これは、相互理解の先に、実生活において、いづれの性的指向や性同一性であっても平穩に暮らせる実生活、この実現があるわけでありまして、そこで、より具体的な御懸念、先ほどもございましたけれども、誤解を解いていきたいというふうに思いますけれども、例えば、本法案が成立すると、トイレがいづれもジェンダーフリーになつて、女性トイレがなくなってしまうのではないかと、あるいは、公衆浴場の女湯に外形が男性のトランスジェンダーの方が入浴するようになってしまふのではないかと、あるいはスポーツ大会等の参加ルール、これも変わってしまうのではないかと、様々御懸念の声があるわけでありまして

が、そこで確認です。本法案の成立によつて、トイレや銭湯、またスポーツをめぐるルールが変わることがあるのか、ないのか、その理由を含めて御見解をいただきたいと思っております。

○國重議員 まず、本法案は理念法であります。理念法でありますので、個々の人の行動を制限したり、また、何か新しい権利を与えたりするようなものではありません。したがって、女性トイレや公衆浴場の女湯のような女性用の施設等の利用やスポーツ大会等への参加ルールについて、現状の在り方を変えるものではありません。

例えば、公衆浴場に関して言えば、公衆浴場法第三条で、営業者は風紀に必要な措置を講じなければならぬとされておりまして、これを受けて、条例において、おむね七歳以上の男女を混浴させないと定められ、また、ここに言う男女とは、身体的な特徴の性をもって判断することとされ、心は女性という方が女湯に入らないようにする必要があるとされています。

また、スポーツ大会等においてどのような競技区分を設けるかなどについては、法律によつて規律されるような事柄というよりは、むしろ、基本的には、スポーツ大会等の主催者や、それぞれの競技団体において定められるべきものと考えられます。

○河西委員 御答弁ありがとうございます。当事者の方からも、この問題というのは命の問題なんだという言葉もいただいております。そういったことに真剣に向き合ひながら、今御答弁いただいたラウンドテーブルの共生社会、その実現に向けてしっかりと尽力をしていくことをお誓い申し上げます。

以上です。

ありがとうございます。

○大西委員長 次に、吉田はるみ君。

○吉田(は)委員 立憲民主党の吉田はるみです。この法案の審議、冒頭、私、これだけ大事な法案が数時間で、かつ、審議入りしたらすぐ採決まで行ってしまうのかというように報道もありますけれども、ちよつとその点、違和感を感じていることを申し上げます。

今、理解を増進するという、理念法であると同つたんですけれども、私は様々な混乱が増幅しているのではないかとこのように感じます。

まず、ちよつと、職場における混乱も、私はお声を伺っています。

自公案の方ですと、性自認から性同一性という文言が変わっています。これまで、各職場で様々な取組を行つているところがあるんですけども、こうした文言が変わつてしまうと、今までの取組も変えなきゃいけないんじゃないか、こんな混乱が生じると思うんですが、立憲民主党の方では性自認を使つていきます。いかがでしょうか。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

○山岸議員 結論から申し上げますと、混乱が生じる懸念があると考えております。

まず、性同一性と性自認というのは、いづれもジェンダーアイデンティティーの訳語でございます。その意味内容は同一でございます。

その上で、我々の方の第二条の定義規定においては、性同一性障害学会などの見解や当事者団体からの御意見を踏まえ、政府の答弁や文書、また、委員からも御指摘があつた各地の地方自治体、地方公共団体の条例などでも用いられている一般的な慣用表現である性自認の訳語、用語を用いるのが適切との判断に至りました。

それにもかかわらず、今回、自民党、公明党案において、あえて性自認という言葉を用いず、これと同じ意味の別の用語である性同一性の語を用いることによりまして、あたかもこの両者が違う意味、概念ではないのかなどといった疑問を生じさせたり、あるいは、性自認という言葉の誤つた

理解を広げたりするなど、社会に混乱を招くおそれがあると考えております。

○吉田(は)委員 では、混乱しないようにということで、自公案の方にお伺いしたいと思います。

性同一性という新たな文言が用いられるようになった場合、こうした企業や働く方々の職場において、今までと何か違う取組をしなければなりませんか。

○高階議員 お答えいたします。

ただいま御指摘いただきましたように、自公案と立共案の違い、用語の違いにすぎませんので、定義の内容も同じ、意味に違いはないということであります。

その上で、性自認とするか同一性とするか事業主に求められる取組、それが違ってくるということはないと想定をしております。

○吉田(は)委員 今までの取組は変えなくていいです、文言は違わなければならないけれども、内容は同じですということなんですか、やはり、じゃ、何で性同一性と変えるんですかというふうに思っています。ちょっと納得がいかないんですけれども。

そもそも、総理答弁の中でも性自認を使っています。これまで性自認という言葉が使われたところ、最高裁の判決もあります。また、パワハラ防止法について厚生労働省が出した指針の中でも、性自認、役所も使っています。そして、先ほど新藤委員もおっしゃっていただいたように、自民党の平成二十八年の中でも、性自認の多様な在り方、性自認が使われています。極めつけはG7の共同声明です。こちらの方のジェンダーアイデンティティー、その和訳も性自認になっています。これは直近のことです。そして、総理もこの訳に対して理解を示されていると私は報道で見えています。なぜ、ここで変えるんでしょうか。

ちょっと私の感想で大変恐縮なんですけど、今、永田町では解散風が吹いてきました。これまでずっと、こうして性自認を使って、超党派議連で議論を重ねてきて、そして深い議論をしてきた中

で、がっとういうふうに変えてくるというのは、何か解散前に浮き足立っているんでしょいか。旧統一教会の何かお達しでもあったんだらうかと、私なんかはちょっと不安になってしまいました。

一言でお伺いしたいんですが、性同一性として性自認、全く同じ内容だということによろしいですね。

○新藤議員 今お話を聞いて、私、びっくりしたんですけれども、そういうよこしまな、選挙があるから何か言葉を変えたのかというようなお考えがあるということ、そういうことを考えているというのが、私、びっくりしました。

これは理念法であって、性自認という方を認めたらそれで何かをやりましようとか、性同一性というところでそれを定義をして、そこに当てはまる方について、では、何かの行動、アクションを起さましよう、一切ございせん。性同一性であるのが、性自認であるのが、ジェンダーアイデンティティーであるのが、いわゆる性の多様性について理解を深めましようということ、全ての国民の方々を対象に、性の多様性の理解を深めましようという理念法ですから。

今先生がおっしゃっているのは、実定法として、何か、この言葉にしたらば、それに対して、そこに活動が伴っていくので、言葉を変えたら、その今までの方とは違う、対象が変わってしまうのではないかとこの御心配なんですけれども、それは実定法を作るときのお考えなんです。

理念法は、あくまで、いずれにしても、性の多様性という全体的な問題を、全ての国民にとつてという、その理念法であるということ、私、何度も冒頭から申し上げていますが、どうもそのやり取りがいつも違う方向に行ってしまうので、是非ここは理念法としての議論をしていただきたい、このように思います。

○吉田(は)委員 理念法であるからこそ、なぜ変えたというところは、やはりなかなか納得のいかないところではないかと思えます。

実際、今、新藤委員おっしゃっていただいたように、みんなで本当に理解を深めていこう、これは何かを制限したり、何か規定していくというものではないというふうにおっしゃっていただいたと思うんですけれども、一つ確認させてください。

ということ、もう一つ、今、自治体の方で不安になっているところがあります。というのは、例えば文京区の方では、これまで条例の中で性自認という言葉を使っています。そして、差別をしてはいけないというふうな規定しているんです。そのほかたくさん自治体があるという先進的な取組をされているんですが、今回、こうして文言を変えることによって、法律、条例、その位置づけがあるかと思うんですが、職場や今までの取組には影響ありませんかというふうにおっしゃっていただきました。

こうした、既に成立した条例、また自治体の取組に影響を与えるものでもないということよろしいでしょうか。

○新藤議員 もとより、条例は法律の範囲で定められます。そして、条例制定権に基づいて、国がその条例の内容について、法律の範囲であれば影響を及ぼすことはありません。そして、今、既に地方自治体で条例がしかれている、差別禁止条例のようなものがしかれていることも承知をしております。ですから、私たちがこの法律に基づいてまず何かを起すことはありません、理念法ですから。

そして、その上で、この法律に基づいて、国が、基本計画、今行われていることを一つにまとめて整理をする。そして、その基本計画を実効性あるしめるために、指針を作るべきだということ、私たちは提案をしたいと思っております。この指針に基づいて、国が、そういうことが定められると、この法律の中で、地方自治体は国と連携してその事務を行ってくださいということをお願いしております。

ですから、条例の取扱いをどうするかは、これ

は自治体がそれぞれ適切に対応をなされる、このように考えているわけです。

○吉田(は)委員 ここで言うところの、私、なぜこんな不安を感じたかという、まさに、古屋議員のブログにあった中で、今回のこの法律は、言葉そのまますます、多くの皆様から御指摘いただいた懸念を払拭しており、かつ、この法案はむしろ自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くこと等を強調したい、このように書いてあるんですよ。

なので、この理念法によって、自治体は今まで取り組んできたことを押さえついたり、これから、そういった性自認を使って、また、差別を許さないというような条例を縛るものではないということによろしいでしょうか。改めてお伺いします。

○新藤議員 差別があつてはならないのは、条例ではなくて、本来、憲法の下で差別はない、このようになっていくわけであります。ですから、その範囲で自治体が条例を定めています。その表現についても、どのような表現をなすべきかは、国が条例制定権に介入することはない、これは何度も申し上げます。

その上で、しかし、国の指針なり国の形が、今はそこがはっきりとしたものがないものですか、それを研究して、きちんとした形を、皆さんがよりどころになるようなものを作るべきだということ、私たちがこの法案で促しています。ですから、それに基づいて、地方自治体の事務は国との連携の中で行われていく、そして、判断は地方自治体が行っていく。文言をどのように使ったらいいか、これも自治体が国の指針に基づいて適切に判断をされる。こういうことになるわけです。

そして、この法案ができたから何かの制限をする、介入するためのきっかけになることではないというの、理念法ですから、何度も申し上げたいと思えます。

○吉田(は)委員 今、新藤委員からはっきりとおっしゃっていただいて、ありがとうございます。

す。これは、自治体の条例制定に、言ってみれば、口出しするものじゃないよ、自治体が付度しなくてもいいよ、条例制定権は自治体にあるということをはっきりおっしゃっていただいて、ありがとうございます。

今、質疑の時間が来てしまったんですけれども、大丈夫ですか、もう終わりですか。

○藤井委員長代理 時間が来ておりますので。

○吉田(は)委員 はい。

では、この問題、指針に関してはまだこの中には入っておりませんので、引き続き、こちらの方は議論させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○藤井委員長代理 次に、堀場幸子さん。

○堀場委員 日本維新の会、堀場幸子です。

このLGBTQの皆様に対する法律案ですけれども、様々なところまで国民の皆様議論を巻き起こしているところだと承知しております。質疑時間が十分じゃないので、こんなに短いのでよつとどうなのかということも思っているんですが、早速始めさせていただきたいと思えます。

そもそも、憲法十四条の下、全ての差別が禁止されているにもかかわらず、それを特出してLGBTQの皆様に対するこの法案が出されているのは、その皆様に対する理解が余りにも進んでいないからだとすることは承知しております。ただただ好きな人と一緒にいたいとか生活を一緒にしたいという気持ちを否定する、そして、そこから社会的な評価が変わってしまうというところとはあつてはならないと強く思っています。

しかし、一方で、懸念点が幾つかあるということも思っています。

それは、先ほども質疑が何度もありましたけれども、一つ目は、合理的な区別と非合理的な差別の境界線が曖昧で、多くの国民が不安に思っている点です。娘を持つ母親なんですけれども、私自身も女性ですし、様々な方と接してきたところで、やはり怖いなと思っている方々がいらつしや

る。それに対して、この法案がそういった安全を脅かすものではないということをやはり質疑していかねばならない。それは私たちはこの委員会での責任だと思っております。この点について懸念を持っているというところが一つ目。

そして、今回この法案が出されるというのは、既に多くの自治体で、先ほども質疑がありました。LGBT関連の条例が制定されておりますが、ここで国の標準的な、基準的な法を制定することの意味というのは理解しています。そして、特に子供たちへの教育、これには、今世界中でいろいろなことも起こっていますけれども、保護者の理解とか子供たちへの特別な配慮が必要ではないか、こういったことも考えており、懸念だなど思っているところでございます。

こういつた質疑をしていきたいと思えます。まず、私、三月二十九日に内閣委員会の一般質疑にて質問させていただきましたけれども、この法案が成立した場合、公衆浴場における衛生管理要領より上位になるんですけれども、対応に何か変化が起こるか、教えてください。

○牧島議員 お答えいたします。

本法案は、まず、理念法であるということ、そして、公衆浴場などの個別の女性用の施設等の利用の在り方について影響を与えるようなものではないと考えています。

○堀場委員 次に、日本では公共トイレの問題というものを私も考えなければならぬと思つているんですが、公共トイレで、様々な、子供とか女性も含めてですが、同性でもあるというふうな聞いていますけれども、同性でも訴えられている方が多いんですね。そういった課題が指摘されていると思つています。

性被害者への配慮というものは必要だと思えます。例えば、痴漢によく遭うからということで女性用の車両がつくられた、これは私は被害者に対する配慮だと思つているんですけれども、そういった配慮と、性同一性での性のトイレの利用やジェンダーレストイレといったものの両立は可能

だとお考えでしょうか。また、この場合、合理的な区別と非合理的な差別をどのように分けるのか、お答えください。

(藤井委員長代理退席、委員長着席)

○牧島議員 まず、本法案の基本理念は憲法十一条を踏まえて定められています。なので、全ての国民が、その性的指向又は性同一性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重されるということが重要であります。今委員から御指摘があったように、性被害があつてはならないということは、当然、憲法上も要請されているものであるというふうにご覧しております。

この理念法においては、個々の具体的な事柄について定めるものではございません。ですから、具体的な規定の内容を見ても、誰かに法的な権利を与えたり、権利を制限したりするようなものは含まれておりません。ただ、不安につながるようなものであつてはならないことはそうなんです、施設の利用の在り方に影響を与えて不安につながるようなものにならないようにしなければならぬということだというふうにご覧しております。

○堀場委員 ありがとうございます。

やはり、LGBT、私はQももつと含めていくべきだと思つているんですけれども、その中で、性自認、先ほどもずっと性自認の話と性同一性の話と、我が党は国民さんと協議の上でジェンダーアイデンティティーという言葉を使つておりますが、こういったものと、性を自称して犯罪行為を行う方がいらつしやる。これは分けて考えなければならぬ、それがトランスの皆様に対する差別につながつてしまうということも懸念もしているんですけれども、そもそも性自認というものは、性自称することはいいんですが、性自称で何かをするということは犯罪に当たる、それがトランスの方とは特に大きな、トランスの方がイコールではないということも、ここでしっかりと話をさせていたいただきたいと思えます。

次に、この法案で、LGBTの教育や啓発に努めると規定されています。学校教育の現場では性教育もしていない現状で、誰がどの程度啓発するのか、そして、海外では保護者による強い抗議運動も起きていますけれども、配慮規定というのはどのようになっているか、教えてください。

○阿部(司)議員 お答え申し上げます。

まず、教育、啓発については、学校の役割は非常に重要であると認識しております。他方で、学校でこうした教育、啓発を円滑に行いまして共生社会の実現という理解増進法本来の目的を達成するためには、保護者の皆様の理解、協力が不可欠であると考えております。

そのため、こちらの案では、保護者の理解と協力を得て心身の発達に応じて行うという修正を加えた次第でございます。

○堀場委員 ありがとうございます。

やはり、学校の現場の先生たちにこれを行っていただくというのは非常に難しいので、設置者の皆さんによく考えていただきたいなというふうに思つています。

ダイバーシティとか共生社会、これは、学校で今やっているのはインクルーシブ教育システムです。これをやるために、今、日々頑張つていると思うんですけれども、許容して、違いを受け入れて、そして合理的配慮をしていくということが大前提になつておりますので、そういったことも含めて、この法案で定められている理念がしっかりと伝わつていくようにしていかなければならないなというふうにご覧しております。

最後に、維新、国民案では、原案から、民間団体等の自発的な活動を促進するという文言を削除されたと聞いておりますが、その経緯を教えてください。

○阿部(司)議員 お答え申し上げます。

国、地方公共団体が民間団体等と連携協力することが必要な場面も数多くあると考えておりますけれども、これは数多くの民間団体がある中で、施策の例示であると考えておまして、あえて明

記をしなかつたことをごさいます。

まずは、国、地方公共団体やその職員の理解を増進していくことが必要であると考え、削除をいたしました。

○堀場委員 やはり、責任の所在ということから考えても、国であったり地方自治体に責任があるものでありますよね。なので、民間団体の皆さんはすごく頑張っていたにいたる、イデオロギー的なものもあるかもしれないですが、それ以上を受容という形で頑張ってくださいという民間団体の皆様もいらつしやいますので、そういった皆様、ただ、一義的な、こういった理解促進の責任というか、やっっていく主体としては、やはり、国であり地方自治体であり、そういった皆さんなんだらうというふうには思っています。

私たちはこの法案をどのように考えるべきなのかという、これを機に、本当にたぐさんの議論が巻き起こったと思っています。短い時間で、本当はもっともつと質疑をしなければならぬことはたくさんあると思います。けれども、やはりこれが今必要だという状況にあるのかないのかも含めて、これは私たち、本当に厳しい判断だっただと思っんです。でも、本当にしんどいと思っっている人たちもいるんだということも私たちはしっかりと念頭に置いて、ダイバーシティであったり共生社会を目指して一緒に頑張っていきたいなと思っっております。

私、このLGBTの話、女性の話もそうなんです、何度もこの内閣委員会で質疑をさせていただいてきました。本来であれば、本当の共生社会は、恐らく、例えば同性婚が認められる、若しくはパートナーの人たちが様々なパートナーシップとして一緒にいられて、あそこのお父さんとお母さん、若しくはお母さんお母さんかもしれないし、お父さんお父さんかもしれない、ああ、そうなんだと子供たちが普通に、ああ、あそこはそうなんだね、ふうんぐらいになるのがきつと共生社会であつて、そこを目指していくためには、まだまだ大人側の、私たちの理解が必要なんだという

こと。

そして、変わっていく、子供たちはまだ純真で、何も分らない状態の子供たち、生まれたときにはそういったものに対する差別心は持っていないわけですから、そこから成長していく過程の中で彼らはいろいろな気持ちを持つてくる、これがおかしいだとか変じゃないかと思うのは、周りの大人の影響が非常に強いと思っしております。そういった環境がどんどん整備されていくこと、これを願ひまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○大西委員長 次に、齋藤アレックス君。

○齋藤(ア)委員 国民民主党の齋藤アレックスでございます。

本日は、各提案者の皆様、大変お疲れさまでございます。時間がありませんので、早速質疑に入らせていただきます。ただきたいと思ひます。

我々国民民主党といたしましても、ジェンダーアイデンティティーや、そして性指向にかかわらず、誰もが安心して生活ができる、そして、望む人と結婚をしたり一緒に暮らしたりすることができ、そういった社会を当たり前にしていくことがとても重要だと考えております。そういった中、この法案がそれの一つでも近づけるものになるということがとても大切だと考えております。

これまでは、ともすれば、体の性とそして自分の本当の心の性が違う人というのが奇異の目で見られてしまつたり、また、自分が望む相手と結婚をして生活することができなくて、不幸せな生活を送ることを余儀なくされてきたのがこれまでの日本の姿、世界の姿だと思いますので、しっかりとそれを変えて、先ほど堀場委員のお話の中にもありましたけれども、同性婚も含めて、しっかりと皆様が安心して自分のパートナーと生活を送れる、そして差別することがない、されることのない社会を築いていかなければならないというふうに考えております。

とても私が不安に思つてしまつたことが、自公の提案の案で、性自認という言葉が性同一性という言葉に置き換えられてしまつたということをごさいます。

法的な意味、枠組みは変わらないんだということとを法制局から私たちも説明を受けましたけれども、私が初めて性同一性という言葉に触れたのが、性同一性障害という言葉が世の中に広く知れ渡るタイミングでございました。ともすれば、性同一性という言葉は、性同一性障害と一緒に使われてきた、心の性とそして体の性が一緒ではない状態が障害だとみなされてきた時代に広まつた言葉であるというふうな認識を持っております。そういった意味で、今、政府の方でも、そして様々な団体でも性自認を使つていた、法案で、議連の法案では性自認という言葉を使つていたのに、わざわざこのタイミングで昔の性同一性という言葉イメージを想起させるような言葉を使うということには、私は一定の懸念を持つて当然だというふうには思っんです。

今回のこの質疑の中でも、性自認、性同一性の言い換え、これは意味は変わらないんだということとを、常々、何回も御答弁されていきますけれども、では、なぜ言い換えたのかということにはやはりなつてしまつと思ひます。

繰り返しの質問になつて恐縮ですが、性自認を性公の提出者の方に伺いたいんですが、性自認を性同一性と言ひ換えた理由、法的な枠組みは一緒だということのならばなぜ言い換えたのか、そこら辺も含めて、是非御答弁をいただきたいと思ひます。

○新藤議員 まず、法的な効果は同じだ、そして、性同一性も性自認も、元の言葉は英語で言うところから、この三つはそれぞれ使い方が違います。慣用的に使われているのはどうかということもあると思ひます。

まず第一に、私も自民党が一番最初に出した案は、性同一性という形でやつておりました。それを超党派の中でいろいろ御議論があつて、政府の方でも、当時は、よく使われている言葉だということ、性自認というものになりました。しかし、中身は同じなんです、最近、この性自認ということに対して不安の声も聞かれるようになりました。ですから、それを想起してはならないということが一つ。

一方で、性同一性は、性同一性障害法、だから性同一性障害に認められないと今回の対象にならないのか、だから後退だという御心配もあります。これは、全て、その心配には及ばないと思つています。

私は何度も申し上げていますが、性同一性、性自認、ジェンダーアイデンティティー、いづれも、性の多様性に関することに、性的マイノリティーの方もマジョリティーの方も、みんなで理解を深めて、そして共に穏やかに暮らし、それを国として、それはどうということなんだという計画を作りなさい、計画を作つた中で、それをどのように取り扱っていくかという指針を決めていこう、私はこれを提案しているんです。それに基つて、どんな対処をしていくかということ、これがこれから進んでいくことになるので。

現時点で言葉がどう変わつても性の多様性という対象は何ら変わらないんだということ、逆に御心配いただいているので、そこは私たちは国会審議の中できちんと丁寧に説明しながら、あつかもこれによつて新しく加つた人がいるとか、それから外されてしまつた人がいるとか、そういったことがぐれぐれもないようにしなければならぬ。

これは御質問いただいてありがたいと思ひますが、丁寧な説明、そして、それは国民の皆様にもきちんと伝わるようにしていきたい、このように考えています。

○齋藤(ア)委員 ありがとうございます。言葉をめぐる議論で、大分議論の本質からずれてしまつたような意見もネットを中心に散見をさ

れていて、その部分の懸念を払拭していくことはとても重要だと考えております。

こういった混乱が起きている中で、我々国民民主党会派も維新の皆様と一緒に提出させていただいた案では、ジェンダーアイデンティティーという言葉も、英訳では一緒なんだという説明ばかりなので、では、もうジェンダーアイデンティティーのままにしようということで、性自認、性同一性のところを変えさせていただいたんですけども、その意図について、改めて提出者の方から御説明いただきたいと思っております。

○岩谷議員 自公案の性同一性と、それから立共案の性自認、これはいずれもジェンダーアイデンティティーの訳語ですから同じだということは、繰り返し、先ほどから答弁でも出ています。ただ、これまでの経緯の中で政治的な意味合いを持ってしまつて、対立軸になつてしまつていて、ここが問題だと思つています。

そこで、そうであるならば、この際、原語であるジェンダーアイデンティティーをそのまま訳さずに使うことで、多くの方々から賛同と御理解を得られると考えたところであります。

それと、このジェンダーアイデンティティーという言葉は国際共通語でありまして、G7サミット等でも公式に日本語訳としてそのまま使われておりますことから、用語としてしっかりと定着しているものだというふうに考えられるところであります。

○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。

要らぬ誤解を解いて、しっかりと性同一性、性自認、そして性指向、その理解を促進していくという中で、一つの判断として、是非皆様にも御賛同いただきたいというふうに考えております。少し時間があると思います。最後に一問質問させていただきますと思います。

この法律、理解増進法が成立することは、まさに入口だと思つております。先ほどから理念法であるという説明が繰り返されていますけれども、しっかりとその先をこれからも追求していかなくてはならないと思つております。

こういった理解増進法、今回成立をした、成立できるかどうかはこれからですが、成立した際には、性別に基づく差別の禁止という部分には、ジェンダーアイデンティティーや、あるいは性指向に基づく差別も行ってはならないんだということ、しっかりと明確に各府庁での取扱いの中でしていくことが必要だというふうに思っています。

男性、女性に基づく差別だけではない、そこにはやはり性同一性、ジェンダーアイデンティティー、性的指向、こういったものが異なる方々というのにも含まれるんだということをしっかりと明確にするように検討を行つていくべきだと思いますけれども、我々の国民会派、そして維新会派の方から、提出をいただいた提出者の方から御意見を伺いたいと思つております。よろしくお願ひします。

○岩谷議員 現行法上も、憲法十四条などから、不当に差別はあつてはならないということになつていくわけでありまして、それを前提に、今御質問の御趣旨というのは、性的指向とかジェンダーアイデンティティーを理由とする差別を法律で禁止して、その違反に対して何らかの措置を行う、何かそういうイメージかと思つていますが、しかし、現時点では、何が差別に該当するかということについて必ずしも社会的合意が形成されるに至つていないと考えております。仮に、そのような状況下で拙速に差別の禁止や差別の解消のための措置を規定し、それを実施するということになれば、かえつて混乱を招くようなおそれもあると考えております。

また、当事者の皆さんの御意見としても、差別禁止を求めるような声もある一方で、性的マイノリティーを特別なカテゴリーとして扱うのではなくて、ごく自然に受け入れてもらえればよい、差別禁止と大ごとにしてほしくない、そういった声も寄せられているところでありますので、こうした多様な声を踏まえる必要がございます。

このような考え方から、本法案では、まずは理解の増進を目的とした法律として作りまして、差別禁止規定は設けなかったところでありまして、また今後、差別の禁止の法制化を検討することがあったとしても、今申し上げたような観点というのはしっかりと踏まえた上で検討されていくべきものと考えております。

○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきますけれども、やはり一番大切なことは、ジェンダーアイデンティティー、そして性的指向にかかわらず、どのような方でも安心してパートナーと一緒に暮らせる、そして、男性、女性の性別の、異性のパートナーと同じ保護を受けられるような、そうした環境をつくつていくことが最も重要かと思つておりますので、しっかりと引き続き取り組んでいきたい、政府・与党の方にも、是非皆様と呼びかけ取り組んでいきたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○大西委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

LGBT理解増進法案三案について質問いたしますが、そもそも、今回の審議で、三案それぞれ重要な論点がある、そういった時間をかけるべき議論をこんな短時間でやること自身が納得のいかないものであります。更に加えて、第四案というべき修正案が出されるということであれば、今日の審議で終わりにするような話ではありません。十分な徹底した議論こそ行えと。今日の質疑終了、採決というのには全く納得いかない、このことを強く申し上げておきます。

そういう点でいえば、今回、修正案が出されるということで、その方向で四党が一致するというのであれば、基本的にこの中身というのは維新、国民案をほぼ丸のみするような中身となつていくということ、そういう点でも、維新、国民案の提出者にまずお尋ねをいたします。

全ての国民が安心して生活することができるよ

う留意するとの条文を新設している点についてでありますけれども、維新案は、シスジェンダーの権利を尊重する観点から、全ての国民が安心して生活することができるよう留意するとの条文を新設していることが最大のポイントとしております。シスジェンダーとは、生まれたときに割り当てられた性別と性自認が一致している方、トランスジェンダーではない多数派のことです。

この背景に、シスジェンダーの女性がトイレや浴場、更衣室で不快な思いをする問題だ、行き過ぎた人権の主張若しくは性的マジョリティーに対する人権侵害を阻止しないといけないとの主張があります。トランスジェンダー排除の問題にとどまらず、性的マイノリティー以外の権利擁護も必要との発想は、多数派が認める範囲でしかマイノリティーの人権、尊厳は認められないとのメッセージにもつながりかねません。マイノリティーに対する差別をなくそうという流れに逆行するものではありませんか。

○阿部(司)議員 お答え申し上げます。

もとより本法案は理念法でありまして、具体的な規定の内容を見ても、誰かに法的な権利を与えたり権利を制限したりするようなものは含んでおりません。

したがって、女性用の施設の利用の在り方を変えるようなものではなくて、施設等の利用、男女別スポーツなどの身体的な区別が必要な場合は引き続きあると考えておりますし、本法案が成立した場合、直ちに施設等が安心して利用できなくなつてしまつとも考えておりませんし、一定の方々の権利を制限するものではないと考えております。

○塩川委員 マイノリティーの人権、尊厳は認められないという方向でのメッセージにつながりかねないという、その点での懸念を訴えているわけで、差別や偏見が根強い中で、性的マイノリティーにとつて安心して生活できるようにするための理解増進にそもそも逆行するものと言わざ

るを得ません。

あわせて、維新、国民案の提出者にお尋ねします。

議連合意案にありました、民間の団体等の自発的な活動の促進を削除しているのはなぜか。理解増進法という法律の趣旨に反するのではありませんか。

○阿部(司)議員 お答え申し上げます。

国、地方公共団体が民間団体等と連携協力することが必要な場面も多く存在すると考えております。ただ、これは施策の例示ということで、あえて明示をいたしませんでした。

国、地方公共団体やその職員を理解を増進することがまず必要であると考えております。

○塩川委員 この例示というのは三つしかないんですよ。知識の着実な普及と、相談体制の整備等、民間の団体等の自発的な活動の促進。そういう点では、重要な三つを記載しているのに、その一つをばつさり削るということになれば、民間団体の方々がこれまで居場所づくり事業や各種相談事業などを積極的に担ってきており、民間団体と連携して啓発活動を行っている自治体もあります。その中で、民間団体の自発的活動の促進の項目を削るということは、現状からの後退を招きかねず、理解を増進させようとする法の趣旨に反するということを言わざるを得ません。

次に、自民、公明案の提出者にお尋ねいたします。

自公案の立法作業に関与した幹部は、この法案は自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くなどと述べております。自治体による先進的な条例を抑え込むようなことにつながるのではありませんか。

○新藤議員 私はそういうことを発したことはございませんし、誰が言っているのかは私は承知をしております。

そもそもがこの法案は理念法であって、先ほどから先生は何かこれによって事態が変わるかのようなことを御心配いただいているわけなので、御

心配いただくのは結構だと思っておりますけれども、この法案によって何かが定義づけられたり、それから対象が固まったりということはないわけですね。そういう問題にどう対処するかを考えるべきだということを我々は政府に促しているものであって、この法案によって新たなものが生まれるわけではないと何度も申し上げております。

そして、自治体に対しては、これは先ほど申し上げましたように、条例制定権の範囲で、法令の範囲で適切な条例がなされることと思っておりますが、その条例の運用については、今後、これから定められる性の多様性に関する基本計画や指針に沿って、これもまた自治体がそれぞれの判断で適切に対応していくもの、このように考えているわけです。

○塩川委員 マイナンバーのように、自治体に次から次へと余計な仕事を押しつけているような国ですから、そういう点での重大な懸念というのは当然浮かぶわけで、理念法だから事態が変わるものではないかといったら、じゃ、何のための法案なんだという話でもあります。

そういう点でも、この後聞きますけれども、修正案においては、この部分について、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」、その文言も変えた上で、国の指針を作成するということが挙げられているわけですから、そういう点では、国が方向づけをするというところに当然なってくるわけで、この問題というのには看過することができないということを申し上げておきます。

次に、立憲、共産案の提出者の宮本岳志議員にお尋ねをいたします。

この間、トランスジェンダーは女性トイレや女風呂などの安全を脅かす存在だという主張がありますが、この点についてどのようにお考えか、宮本議員の見解を伺いたいと思います。

○宮本(岳)議員 御質問ありがとうございます。私、立民、共産提出者としてこの場におりますけれども、あえて私の見解をということでございます。

まずので、答弁を申し上げたいと思います。一部に、体は男性だが心は女性と自称する人が女性トイレや浴場に入るとある、そのために女性自認という言葉は使わないとの主張があることは承知しております。これは、極論を言うことで差別と偏見をおおる暴言であり、個人の尊厳と運動や世論を敵視するものだと考えます。トランスジェンダー、体の性別と自分の認識する性別に違和がある人、そういう方々の排除をおおる主張は決して許してはならないと考えます。

また、この法律ができることと女性の安全が脅かされるのではないかと不安の声も出されております。そもそも、今回の理解増進法案は、三案とも、女性専用スペースや男女別施設の利用基準やルールを変更するものではありません。先ほどから三案とも全ての答弁者は繰り返ししております。

安全と安心は全ての性の視点で保障されなければなりません。女性の権利、安全を守ること、トランスジェンダーの方々の権利、安全を守ることとは、決して対立するものではありません。

トランスジェンダーの方々の現実の苦悩を軽視せず、排除することなく、性の多様性を認め合えることが求められております。その一歩として、私ども立共案、議連合意案の成立が必要であると考えております。

○塩川委員 引き続き、立憲、共産案の提出者にお尋ねいたします。

自民、公明案、維新、国民案においては、学校設置者の努力として独立させていた議連合意案の条文を削除し、事業主等の努力の条文に落とし込み、格下げするような形にしております。この点についての評価をお答えいただきたいと思っております。

○宮本(岳)議員 ありがとうございます。私、二年前の議論から加わっておりますけれども、本法案の基になった二年前の超党派議連合意案では、特に、子供たちの間での差別やいじめを

なくす努力がひとときわ大切であることから、議論を重ねた結果、学校設置者の努力として独立した条文とすることで合意したわけであります。

これが、自民、公明案及び維新、国民案では、事業者の努力と同一の条に規定し、見出しからも削除されておりまして、学校設置者の努力を軽視する意図を有するものであり、我々立共案の提出者としては、適切ではない、こう考えております。

ありがとうございます。

○塩川委員 徹底した審議が必要だということをお願いいたします。

○大西委員長 次に、緒方林太郎君。

今回、性自認、性同一性、ジェンダーアイデンティティーという言葉がそれぞれ使われておりますが、定義規定に変更がないんですね。その定義規定はどういうふうなまともな定められているかというところ、最後、意識という言葉でまともな定められています。

全提出者にお伺いをいたしたいと思います。これは、主観を意味するものだといいことでしょうか。提出会派を代表して答弁いただければと思います。

○高階議員 私どもの提出しております性同一性についてはありますけれども、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

性自認については、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

性自認については、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

性自認については、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

性自認については、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

性自認については、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

性自認については、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

性自認については、性別に関する同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すこととはそのとおりでありまして、一方で、この言葉は、その時々々の本人の勝手

な主張のことを指すものではないと認め、自身の性についてのある程度の一貫性を持った認識のことであり、私自身の性別とはこういうものだという、その人らしさ、アイデンティティーのことを指すものでございます。

○浅野議員 お答え申し上げます。
さきの答弁者と同様な内容になりますけれども、ジェンダーアイデンティティーについても、同一性の有無又は程度に係る意識が、本人の主観的な意識を指すことはそのとおりであります。本人のその時々主張を指すものではございません。ある程度の一貫性を持った認識のことでありまして、私自身の性別とはこういうものだという、その人らしさ、アイデンティティーのことを指すものだというふうに理解しております。

○緒方委員 ありがとうございます。私も基本的にそういう考えなんです。
そして、そういう中で、今回の法律というのは、LGBTの方々が静かな環境で暮らすことができるようにということが前提に置かれていることはもうそのとおりなんです。ただ、世界の事例を見てみると、結構過激な、過激という特殊なケースがあります。先般、私、イギリスのジ・エコノミストという雑誌を読んでおりましたら、スコットランドの事例がありまして、性自認について、極めて主観を重視した制度運用がなされています。

一時期、レイプ犯が、犯行後に女性を自認し、有罪宣告後に女性刑務所に入っていたことすらあるということがありました。その後、それはさすがに問題だということで改められたんですが、裁判においては、普通、男性の陰茎の部分はヒズベニスと形容するはずですが、裁判の書類でハーベニスというふうに形容されるぐらい、個人の主観に重きを置いた制度がつけられているわけですね。法務省にお伺いしたいと思っております。日本の刑務所での運用はいかがですか。

○小山政府参考人 お答えいたします。
我が国の法律、刑事収容施設及び被収容者等の

処遇に関する法律では、被収容者は性別により互いに分離することとされております。

私どもといたしましては、戸籍上の性別に応じた刑事施設又は区域に収容してございます。

○緒方委員 ありがとうございます。
こういう女性刑務所のようなケースですね。こういうところでどういうふうに扱うかということ。特に、これは公権力の行使ですので、公権力の行使のところで、どうしても私は、どういうやり方がいいのか分かりませんが、先ほど維新の堀場さんからもありましたが、合理的な区別というものも一定程度設けざるを得ないということなんだろう、そういうふうに理解をいたしております。

もちろん、この合理的な区別というのは、何でもかんでも区別すればいいということではなくて、必要最小限だけれども合理的な区別というのを設けた上で、その上で、静かに、カミングアウトなんかしなくてもいいような世の中をつくるべく、ということだと思っております。

そうすると、この法律の成立後作成する基本計画等において、最小限の合理的な区別というものが、これは差別じゃないですね、不当な差別ではなくて、最小限の合理的な区別というものが基本計画等において明確にされる必要があるのではないかとこのように思いますが、全提案者にお伺いしたいと思います。

○山下議員 お答えいたします。

そもそも、前提として、本法案については、誰かに個別的に具体的な権利を与えるものでもありませんし、個別具体的な事案について何が差別かということ判断するものではないということ。踏まえた上で、御指摘のとおり、憲法上も、合理的な理由に基づく区別なり別異の取扱いはもう既に認められているところでありまして、それをあえて本法の存在ゆえに変えるものではないということになります。

その上で、本法で定められております基本計画、指針というのは、今後行われます学術研究で

あるとか様々な施策の整理に基づいて、適切な対応というものが定められていくだろうというふうに思っております。本法はそういう理念を大切にしようというものでございます。

○山岸議員 私たちは、今回の法案とは別に差別解消法案を提出しております。性的指向又は性自認を理由とする差別の解消を目指す立場であります。

今委員から、今後の話でございましたから、今後、こういった法案も目指している中であって、その中でも、合理的な区別というものは差別解消法案で禁止される差別には当たらず、合理的な区別が必要になる事柄があるというのは、これはまさに委員御指摘のとおりだと考えております。

○浅野議員 お答え申し上げます。

合理的な区別というものを検討する必要があるかということなんですけれども、そもそも、先ほどからありますように理念法でありまして、国としては基本理念に基づいて各種施策の方針を策定するという作業が行われますが、その中で、合理的な区別についてというのは、現状、この法案の対象とするところではないというふうに理解をしております。

○緒方委員 何か結構意見が違ったという気がいたしました。質問を終わりたいと思っております。

○大西委員長 次に、大石あきこ君。

○大石委員 れいわ新選組、大石あきこです。
今朝六時に、この法案で、元々自公、与党の出していたLGBT理解増進法が、維新の出している修正案にほぼ乗っかるような形での与党案の修正案が来た。それで、この流れで今日、この勢いで採決するということ。これは熟議もへったくれもないです。これで議会民主主義にのっとって法律を決めましたとはならないです。

何より、LGBTの方のための法案であるはずが、今この社会で何が起きているか。自称トランスの人が女湯に入ってくるという、そのようなデマで、すごく分断がおおらわれているじゃないですか。

か。それで、国内でも既にヘイトクライムまで起きていますよね。大阪の弁護士で、トランスジェンダーの弁護士なんですけれども、殺害予告まで来ました。それで、六月六日に大阪の弁護士会でもこれに対する抗議声明、非難声明が出されているというのが、今、この日本の現状です。

でも、一方で、今日この質疑で、そういったこと、ヘイトクライム、激しい差別に対して、これは駄目なんだ、この国はそういうことは認めないんだということの質疑も答弁もなかった。逆にそのような流れに譲っていくばかりの、このような政局で行われている法案の審議というのは最悪だなどと思います。今日採決するべきではない。誰のための何を解決するべき法案なのかということに、皆さん是非一度立ち返るべきだと考えます。

そもそも、今回、三つの議員立法が、朝で四つ目となるんですかね、与野党から提出された直接のきつかけなんですけれども、総理秘書官がLGBTなどの性的少数者、性的マイノリティーに対して、見るのも嫌だ、隣に住んでいるのもちよつと嫌だという問題発言、そして、それに関連する岸田総理自らの不適切な発言でした。政権がそんなことを言うたらあかんやろ、差別やろ、そういうところから始まっているんですよ。

これまでも、二〇一六年から野党側はLGBT差別解消法案を提案し続け、れいわ新選組としても、二〇二二年の差別解消法提出に参加しています。だから、れいわ新選組は差別解消法の成立を求める立場です。

同性同士で結婚ができない、トランスジェンダーであるということの理由として就業が断られるなど、性的指向や性自認に基づく差別に苦しむ当事者が実際に存在して、法律的な保護を求め、多くの当事者が長年にわたり声を上げてきました。

誰もが自分らしく生きられる社会の方が、それは国民全体にとっても生きやすい社会です。実際に、世界でも、目を向けてみれば、二〇二三年二月現在、三十四の国、地域で同性婚が認められ、

アジアでも台湾が二〇一九年に導入しています。差別を禁止する法律も続々導入されています。

しかし、日本では、同性婚も法律での差別禁止も認めないという現状。日本の性的少数者に関する法整備は、OECDの調査では三十五か国中三十四位と、ほぼワーストの状況だ。この国は、重い腰を全く上げようとしなかった。その理由は、後でまた時間があれば述べますが。

代わりに、自治体が進んで条例などの各種制度を整備してきた。だから、この国でトランスジェンダーの方がむしろくちや差別されている、理解が全く進んでいないというわけではないんです。時計の針はこの国でも前に進んできたんです、自治体という足下によって。当然ですよ。住民がいて、自分の仲間がいて、家族がいて、そこに身近に性的少数者がいたときに、自分の仲間じゃないかと。この人たちは恐ろしい人じゃない、むしろ差別、偏見に苦しんでいるんじゃないか。だから、差別が問題やないか、そういう足下での理解や必要性が深まって、各自自治体で条例、制度が進んできました。

自治体の条例で同性カップルを夫婦に準ずる扱いとするパートナーシップ制度は、三月二十三日時点で少なくとも二百七十一自治体です。市町村のみならず、都道府県も含んで、人口カバー率は六五%を超えています。さらに、性的指向や性自認に基づく差別を禁止する規定を盛り込んだ条例も、やはり都道府県なども含めて六十九自治体になっっています。

この国や国会議員がリアルな生活の場のそういった意識、当事者意識が低いのは仕方がないとしても、このようなボトムアップの、日本社会が前進しているという流れを受けて、真摯に今求めべきは、差別解消の法制度ではないんでしょうか。むしろ、与党案の理解増進法案では、それが全くできないどころか、時計の針を戻しかねない。今日の質疑を聞いて、そういう意図を持って、いる可能性は極めて高いかと考えております。次から何っていきます。

まず、ヘイトクライムについてなんですけれども、冒頭申し上げました、六月六日に大坂弁護士会でも殺害予告に対する非難声明を出してあります。与党案の説明者の新藤さん、ヘイトクライムに関しては絶対駄目だ、そういうメッセージを発せられますか。

○新藤議員 理解増進法案によってそうしたものが評価されるわけではない、そして、ヘイトクライム、それは中身の程度によって現行法においてきちんと対応されるべきものだ、このように考えています。

○大石委員 差別があつて、ヘイトクライムが起きている。だから、差別はなさなきゃいけない。そのためにも、政府として、ヘイトクライムは駄目なんだ、我々はそういう立場だというメッセージが絶対に必要だと思つています。

続きまして、与党案の理解増進法案が成立することによって、地方において既に進んでいる差別解消条例、差別禁止条例についての妨げになるのではないかとというのが、本日の質疑でも複数行われました。

ちよつと納得がいかないというか、答えられていないんじゃないかということで、新藤さんに引き続きお伺いしたいんですけれども、古屋圭司、衆議院の方ですよ、ブログを出されていて、もう出されているんですよ、これなんですけれども。何か、そんなものは知らないようにおっしゃっていたので、これ、よかつたらお渡しするので、見てほしいんですよ。

これは、主語が、我が党は、自民党は、我々とは、全て主語は自民党にされています。その上で、「我々が目指すのは理解増進であつて、一部急進的野党等が主張する差別禁止とは基本的に全く異なる別物なのだ」と。そして、何度か出された、「かつこの法案はむしろ自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くこと等強調したい」と。

この方は自民党の立場でおっしゃっているんですけれども、この法案を提出された方にお伺いし

ますが、この考えと同じですか。

○新藤議員 先ほどから何度も申し上げておりますように、個々の議員が言論の自由の範囲で何を発言しているか、私は今のその話は承知しておりません。それから、自民党の会議の中でそうしたものをみんなで共有したこともございません。

それから、大石さんは何か唐突に話が出たようにおっしゃいますけれども、これは、私たちも、もう七年前からこの問題に取り組んでいます。そして、二年前には超党派で工夫をして法案も出されました。ですから、何か今日突然審議が始まるようなことをおっしゃっていますけれども、既に国会の中では各党において様々議論がなされたものであります。そして、社会的関心が高まった中で、この法案をきちんと審議しようじゃないかということ、これは各党が合意をしてこの審議になつていくわけでありまして、何かほかの政治的作爲があるかのように言われるのは、私にすれば驚きでございます。

国会の審議というのは、委員会の中できちんと皆さんが協議をされて、今日も理事会においてこの議事が決められているわけですから、国会のルール、その中で当てはめられたものを、何かほかの政治的作爲があるというふうに言われるのは、私は、私はそこは共有できないわけでありまして、古屋圭司さんが言っているんですよ。私が突然言い出したんじゃないかと、古屋圭司さんが五月十六日に言っているんですよ。この考えがあなたと同じですかと聞いたんですけれども、もう答えなくて結構です。

通告している質問だったんですけれども、私はこのように聞こうとしたんです。今既に差別条例などがあるが、これ以降、制定を妨げたりグレードダウンさせないかというふうに聞いたら、答弁の要旨がこんなものだったんですよ。地方自治体は法令の範囲内で条例を定めることができると言っているんですよ。この答えは何かということ、やはり上乗せ条例は許さないということなん

ですよ。そして、これは古屋圭司さんの考えとも合っていくんですね。

理念法だからとおっしゃっているけれども、理念法だと称して通して、後で指針で実際に縛っていくということができるように設計されているじゃないですか。全ての答弁に關しても、これは我々の考えと全然違うよ、むしろこれは時代を後退させる考えだねとおっしゃってくださったら、まだそれでもないのかなと思えるんですけれども、どう考えてもそうじゃないですか。

○新藤議員 私は、条例に關して、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、自治体が条例制定権の範囲で、国が定める指針、またそれは、この理念法の前に、そもそも憲法に基づいて、様々な分野で差別はあつてはならないということ規制なりルールがあるわけですから、それに照らして条例が適正であるかどうかは、これは自治体が判断をして行つていくわけなので、この問題でこの法案ができたから何かを縛ることはありませ

ん。しかし、問題は、今、性の多様性に関しては、明確な、統一された、全体を俯瞰したための計画もなければ指針もないので、結局、自治体単位や様々な現場で、それぞれの独自の理解で進んでしまつていく部分も、対応している部分も認めません。ですから、そこをきちんと、全体的な、国としては縛るわけじゃないんです。自治体を縛れるんですか、あなた。自治体を縛るつもりでおっしゃっているんですか。そんなことはあり得ないんです。

○大石委員 地方自治法でも、法律は……

○大西委員長 大石委員、申合せの時間が経過しております。

○大石委員 法律の範囲を超える条例を定めてはならないという規定があるんですよ。そのことをおっしゃっているんですよ、答弁で。

時間がないので終わります。

○大西委員長 この際、新藤義孝君外五名提出、

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案に対し、新藤義孝君外三名から、自由民主党・無所属の会、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブの共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。阿部司君。

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○阿部(司)委員 たいだいま議題となりました性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的に、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状について明記することといたしました。

第二に、定義語である「性同一性」の文言を、「ジェンダーアイデンティティー」に修正することといたしました。なお、これに伴い、題名を含め、法案中の「性同一性」は、いずれも「ジェンダーアイデンティティー」に修正されます。

第三に、学校の設置者が行う教育又は啓発等について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ行うものとなりました。

第四に、国及び地方公共団体が講ずべき施策の例示から、「民間団体等の自発的な活動の促進」を削ることといたしました。

第五に、本則の末尾に、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティーにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。」との規定を追加することといたしました。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○大西委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○大西委員長 この際、お諮りいたします。

各案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官廣瀬健司君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○大西委員長 これより、特に、たいだいま提出された修正案について質疑を行います。西村智奈美君。

○西村(智)委員 立憲民主党の西村智奈美です。まず冒頭、この委員会の運び、極めて異例だといふことは申し上げなければなりません。修正案が出てきたのが今朝、私も今、手元にありますのを見た今見ました。これで質問させていただきます。

この修正案は、ジェンダーアイデンティティーという点に変わりました。これはいろいろな指摘がもう既にされておられますけれども、最高裁判決、これが性自認を使っているんですね。既にある行政文書なども性自認が使われております。先般まとまったG7の岸田総理が議長を務めたコミュニケーションでも、ここは性自認が使われております。

こういつた中で、私たちは、用語の一貫性が必

要だということで、性自認ということで提案をさせていたんですけれども、今現にあるいろいろな行政文書、例えば指針とかいろいろあるわけですけれども、提出者に伺いますが、こういった用語が、仮にこの理念法の中でジェンダーアイデンティティーということになったとしても、他の行政文書の文言は変える必要がないということを確認したいと思っております。

○新藤委員 それは、それぞれの法令を所管する、また御議論をされる国会の中で検討がなされると思いますが、この法案の要請によつて他の法律に何か及ぶ、そういったことをこの法案の中には何にも定めはしてありません。

○西村(智)委員 次に、条例です。自治体には条例制定権がある、新藤提案者おっしゃるとおりだと思いますが、その条例では、もう既に各地で、性自認による差別を禁止するような条例を制定しているところがあるんじゃないんですかね。もしかししたら、新藤提案者のお地元でもそういったことがあるかもしれません。

これについても同様に、これは変える必要がない、提出者としてはどのように考えるということでしょうか。

○新藤委員 これも何度も申し上げましたが、変える必要があるとか変える必要がないとか、そういったことはこの法令の要請するところではありません。あくまで自治体が判断をすることです、条例制定権の範囲で。

そして、自治体の事務というのは、国の様々な法令や指針、こういったものを参考にしながら連携を進められる、これが国と地方の関係でありますから、その中で適切な対応がなされていく、そういうふうには私は考えておりますし、先ほどから何度も申し上げております。

○西村(智)委員 行政もそれから自治体も、言ってみれば継続性とか連続性とかいうものがあるわけです。仮に、これがジェンダーアイデンティティーに変わったということで、またそれを変えるときかいうような議論が惹起されるようであれば、私はこれは保守とは言えないというふうに思っています。やはり、保守であれば、行政の継続性あるいは自治体のこれまで作ってきた条例、それを尊重されるべきだというふうに思います。

今日は内閣府から急いで来ていただいて申し訳ありません。

変える必要はないというふうには先ほど新藤提案者からも答弁いただいたんですけれども、そのことを、この法律が成立しました際に内閣府の方から各自治体などに周知をするべきではないか。これで、国会で法律が、文言が変わったから、自分たちも変えなきゃいけないのかなというふうに迷うことがないように、周知をするということをや

べきだと思っております。いかがでしょうか。

○廣瀬政府参考人 お答えいたします。

一般に、条例は、国の法令の範囲内で、それぞれ自治体において御議論をなされ、適切に定められているものと承知しております。政府としては、法案が成立した後、国会での法案審議の内容を踏まえ、その法案を適切に施行してまいりたいと考えております。

○新藤委員 今、私の発言を引用されましたので、ちよつとこれは正確に言っていたかどうか、必要はないんで私申し上げていいんでないか、

これは、条例制定権の範囲で、自分たちが定めた条例をどのように取り扱っていくかは、自治体が独自の判断をされる。その判断の大本には、国との連携の範囲において、国の指針や様々な状況を勘案して適切な運用がなされていくだろうと。

この法案が、条例を変えなさいとか変えなくていいとか、そういったことはこの法案の要請の中に入っていないと言っていることでありまして、条例を変えていいか悪いかということに私は一切コメントしていない、そのことは明確にして、また共有していただきたいと思っております。

それから、先生から保守と言っていただけのこと、とてもうれしいです。ありがとうございます。

○新藤委員 今、私の発言を引用されましたので、ちよつとこれは正確に言っていたかどうか、必要はないんで私申し上げていいんでないか、

これは、条例制定権の範囲で、自分たちが定めた条例をどのように取り扱っていくかは、自治体が独自の判断をされる。その判断の大本には、国との連携の範囲において、国の指針や様々な状況を勘案して適切な運用がなされていくだろうと。

この法案が、条例を変えなさいとか変えなくていいとか、そういったことはこの法案の要請の中に入っていないと言っていることでありまして、条例を変えていいか悪いかということに私は一切コメントしていない、そのことは明確にして、また共有していただきたいと思っております。

それから、先生から保守と言っていただけのこと、とてもうれしいです。ありがとうございます。

○新藤委員 今、私の発言を引用されましたので、ちよつとこれは正確に言っていたかどうか、必要はないんで私申し上げていいんでないか、

これは、条例制定権の範囲で、自分たちが定めた条例をどのように取り扱っていくかは、自治体が独自の判断をされる。その判断の大本には、国との連携の範囲において、国の指針や様々な状況を勘案して適切な運用がなされていくだろうと。

この法案が、条例を変えなさいとか変えなくていいとか、そういったことはこの法案の要請の中に入っていないと言っていることでありまして、条例を変えていいか悪いかということに私は一切コメントしていない、そのことは明確にして、また共有していただきたいと思っております。

○大西委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

○大西委員長 次は、塩川鉄也君。それでは、修正案に関連して、何点かお尋ねします。

修正案の最大の問題は、性的マイノリティー以外の権利擁護のためなどといって留意事項を新設していることとあります。全ての国民が安心して生活できるというワードを用いられていますが、多数派の権利擁護も必要として設けられているものです。この発想は、多数派が認める範囲内ですかマイノリティーの権利、尊厳は認められないとのメッセージになりかねません。これでは性的マイノリティーの方々の現実の苦悩を軽視するものではないのか。この点について修正案提出者に伺いたい。

あわせて、学校における教育、啓発は家庭、地域住民その他の関係者の協力を得つつ行うと追加をしています。これも、多数派が認める範囲内の教育、啓発しか認めないという発想であり、あえて法律に盛り込むことで教育現場が萎縮しかねないのではないのか。

こういう懸念についてはどのようにお考えでしょうか。

○新藤委員 まず第一に、十二条は留意事項であります。義務ではなくて、そうしたことを気に留めながらやってくださいという、促しているわけでありますけれども、十二条に書かれていることは、全て三条の基本理念の中に既に定義されているわけです。ですから、私どもは最初、この部分は作っておりませんでした。

三条の基本理念、これが立法動機でございますけれども、これに基づいて、全ての国民が、性の多様性、性的指向、今そこをジェンダーアイデンティティーという一つの言葉にするわけでありましてけれども、そうしたものにかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとここにうたわれておりますので、今、塩川さんが御心配されるようなことは、それはこの法案が意図することではありませんし、そ

うしたことのないようにきちんと運用していくべきではないかというふうに思います。

それから、学校が、指針がない中で、その学校単位若しくはクラス単位で様々な活動が行われる、これは子供たちにとっていい場合とそうでない場合が出てくると思いますよ。先生の自主性、すばらしい教師の皆さんが熱意を持って教育されているわけでありませけれども、やはり一定の、どういような教え方をするかというのは、これは既に指針が作られております。

そして、私どもの法案においても、まずは年齢的に幼稚園は除こう、それから、心身の発達にに応じて教育また啓発活動してください、これは既に入っております。ですから、今後は、知識の普及、学校における啓発活動を行う場合には、家庭、これは保護者ですね、そして地域の協力を得ながらやっていきたいと思います。

そして、保護者の理解ということになりますと、では、どなたかが理解しないとすれば、そこでそれは拒否権が生まれるのか、それから、保護者の理解は、要は、全国の全ての保護者なのか、クラス単位の保護者の同意なのか、学年単位なのか、学校単位なのか、地域単位なのか、様々なまたそういう懸念が出てくるわけでありまして。

ですから、総括して家庭及び地域という、これは教育基本法の十三条に定められたこういった法的安定性のある文言を用いて、趣旨をここで明確にした、こういうことで御理解いただきたいと思

います。

○塩川委員 いずれの場合でも、多数派が認める範囲内ではマイノリティーの人権、尊厳が認められないのではないのかといった危惧に配慮するものではありません。指針も作るわけでありまして。今回の法案は、LGBTの方々に対する理解を増進することが目的のほすですが、こういった規定では、このようなマイノリティーに対する差別をなくそうという流れに逆行するものと言わざるを得ません。

それで、指針ですけれども、例えば、今回の条文の中で、修正では、自治体の施策について、民間団体の自発的な活動の促進というのを削っているわけですよ。そうなれば、指針においてもこれを反映したものにならざるを得ないんじゃないですか。

○新藤委員 これは、維新、国民の皆さんからも御説明をいただきましたけれども、例示なんですね。ですから、この文言が削られたことによつて、団体の活動が、私たちが理解増進を進めてくださいという対象から外れることでは全くないわけでありまして。必要なことを、知識の普及と啓発をしましょうということ、しかし、団体ということ、ではどの団体なんだという、そこにやや不安定さがあるということも、私たち、党内でも議論がございました。

様々な団体がございまして、そういったことも含めて、学校現場、職場、そして市民団体、いろいろな方々が多様性の普及に向けての活動をされるならば、それを私たちは支援をしていく、そういう指針を国としては定めていっただろうかということをご提案しているものであつて、ここから外れたことによつて対象から除外される、また制約される、そういうことでは一切ない。ほかのことも含めてですよ。

あくまでこれは理念法ですから、どんな対象で、どんな指針を作るかはこれから国が定めることとて、この法律の中で定めることは何一つないということは是非共有していただきたいと思

います。

○塩川委員 例示で三つしか挙げていないんですよ。そのうちの一つの民間団体の自発的な活動の促進を削っているんですから、それを大きく引き下げるものになるというのは目に見えて明らかじゃありませんか。

そういった点での指針の問題がありますし、大体、基本計画、指針の策定で、LGBTの当事者の方の参画というのに行われるんですか。会議体とか、LGBTの関係者、当事者が参画をする、

そういう担保というのはあるんですか。

○大西委員長 申合せの時間が経過しておりますので。

○新藤委員 それは、この法律ではなくて、既に、そもそも、何かを定めるときには当事者のお話を聞くのはこの場面においても行われることであつて、そういったことも含めた検討がなされるのではないのか。

ただ、この中に、あらかじめ何かを決めるということではありません。なぜならば、理念法ですから、そういったものも含めて検討してください、国はそれを研究してくださいと申し上げて、促しているわけでありまして。

○塩川委員 であれば、この法案審議のときに、LGBTの当事者の方に参考人をお願いしたいので、しっかりと聞くべきじゃありませんか。まさに、理念法というんだつたら、LGBTの当事者の方に当委員会に来てもらつて、しっかりと意見も聞いた上で議論を重ねていく、こういうことこそ行うべきであつて、今日のように、この後、質疑終局、採決なんてとんでもない。

引き続き、審議を徹底して行って、LGBTの当事者の方、こういった差別的解消にしっかりと応えられるような取組を行っていくことを強く求めて、質問を終わります。

○大西委員長 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 私から、一問だけ、全政党の方にお伺いをしたいと思います、六政党。

今回の法律というのは、性自認という人の内心の最も深いところに関わるものであつて、そういう法律で、しかも、用語は基本的に同じものを使って、同じ意味である。そして、私は、議論を聞いていても、では法案の相違が解消できなかつたのかというところ、そうでもないだろうというふう

に思うんですね。

そういう中、この法案が対立法案っぽくなつていくことというのは、当事者の方に対して私は失礼だと思つてますよ。反省の念を求めたいと思

生が、大石さんが質問していることに、そういう意図と言われると、あなたの質問を認めることに聞かれると、私は、それはちょっと危なくて答えられないんだよね。

○阿部(司)委員 お答え申し上げます。

国とか地方公共団体が民間団体と連携をしていくことというのはもちろんあるかと思いますが、先ほどから繰り返し申し上げているとおり、あくまで例示の一つですので、まず理解増進を進めるといった点で、国、地方公共団体、公のところがまずはしっかりとやっていくことが重要だということ、あえて明記をしなかった、このように考えております。

○大石委員 意図があつたかにはお答えいただけなかったけれども、結構です。

ただ、様々、こういった子供手当てとかいろいろなところで、このような、一部の過激な活動家が云々ということが出てくるので。実際にこれまで、統一教会にも見られるような、この高橋史朗さんは親学の推進で知られる、その有識者の方なんですけれども、そういった宗教右派に見られる、何でもかんでも赤だ、左翼だとして、社会の発展を阻害する危険な考え、より多くの人が豊かに、自由に、科学的に生きられるという人類の当たり前の前進を否定する危険な考え方、その核心は優生思想であり、これが分からないように、毒々しいので分からないように理念に潜り込ませるやり方というのが数々の政策でも見られ、そしてこの国の政策がゆがまされてきましたから、だから、そのようなことがないようにと申し上げておきます。

終わります。

○大西委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○大西委員長 これより各案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申出がありますので、順次これを許します。中谷一馬君。

○中谷(一)委員 立憲民主党・無所属の中谷一馬でございます。

会派を代表し、議題となりました我が党及び共産党、社民党が共同提出した法案に賛成、その他の法案に反対の立場から討論します。

我が党が共同提出したLGBTなど性的少数者への理解を深める法案は、自民党を含む超党派連で全党が合意した法案です。性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないと、文言を目的、理念にしっかりと明記した上で、性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進のために関係者の責務を定めるものです。

当時、我が党は、この合意案が成立すれば、性的指向、性自認について定める初めての法律となることなどから、賛成を決めました。ただ、残念ながら、自民党の差別的とも言える対応により、この議連合意案は提出すらされませんでした。

それでも、私たち立憲民主党は、LGBTに関する法制が我が国にも必要だという高い世論の支持を受け、当事者の皆様が納得できる法案にするという強い思いから、早期審議入りを求め続けてまいりました。しかしながら、与党内では、議員立法を提出しておきながら、党議拘束を外すべきという声が公然として聞こえるなど、極めて不可解な状態です。

さらに、昨晚、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党が急遽修正合意し、今朝まで委員会へ修正案の提案も行われぬなど、真面目な議員立法と真摯な委員会運営をも冒瀆する行為は言語道断と言わざるを得ません。

しかも、今回の四党修正案は、差別は許されないとという文言を不当な差別はあつてはならないに変え、性自認という言葉でジェンダーアイデンティティーに変えています。当事者の意見を聞いた形跡もなく、当事者に寄り添うという本来の趣旨をないがしろにする法案に姿形を変え、まさしく趣旨を後退させた法案そのものです。

多様性が人権を守り、イノベーションを創出す

る。私たち立憲民主党は、LGBT差別解消法案と婚姻平等法案を提出しています。この法案を成立させるために尽力し、今回我が党が共同提出したLGBT理解増進法案がそのための新たな一歩になることを強く願ひ、誰もが尊重される社会の早期実現を目指して取り組むことをお約束して、討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○大西委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。会派を代表して、自由民主党、日本維新の会、公明党、国民民主党による修正案に賛成、他の提出法案には反対の立場から討論します。

第一に、この修正案は、性の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状について第一条に明記をし、この法案目的が理解増進であることを明確化したことは大きな意義があります。

第二に、法律の定義語につき、政治的な意味合いを持ち、対立軸になってしまつてきた性同一性、性自認の文言を、国際的にも幅広く受け入れられている共通語のジェンダーアイデンティティーにすることで、多くの方々から理解、賛同を得られるものとなっております。

第三と第四の修正点として、性多様性への普及啓発、教育や、民間団体との連携は重要ではあるものの、他の先進国ではそのタイミングや内容について摩擦が起きる事例も報告されています。教育や地方公共団体の施策の部分で修正を加えた我が党の提案は、最新の事例を踏まえて、多くの懸念を払拭できるものとなっております。

そして、第五の修正点が重要です。この法案が議論されるようになった二年前と比べて、特に男女別トイレや男女別スポーツにおける性多様性の在り方について、不安の声が多く上がっています。二年前に合意した超党派案の意義は大きいものの、残念ながら、そうした懸念に必ずしも応えられる内容となっております。

その点、我が党の新しい提案では、この法律の措置の実施等に当たっては、全ての国民が安心して

て生活できるよう留意する条文を新設して追加することにより、トイレやスポーツといった場面で身体的区別を超えることを容認する内容ではないことが一定程度明確化されたと考えます。加えて、政府による運用に必要な指針の策定が加筆されたことにより、より懸念や不安の声に配慮される内容となりました。

最後に、人権などの根幹に関わるものについては、できる限り多くの国民の理解を得て立法する必要があり、当初三つの案が出された状況から、四党派が前向きな修正案で合意できたことにつき、関係者の努力と誠意に感謝を申し上げます。

我々の提出した案は、超党派で重ねてきた議論をより深く深化させ、当事者を含む多くの方に納得していただけるものになっていくことを改めて申し上げ、私からの討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○大西委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党を代表し、LGBT理解増進法案の立憲、共産案に賛成、自民、公明、維新、国民四党の修正案、自民、公明の原案、維新、国民案に反対の討論を行います。

今回の立憲、共産案は、二〇二一年に超党派のLGBT議連で合意した内容をそのまま提出したものです。当事者との話し合いを重ね、差別を許さないために最低限必要な措置を定めたこの議連合意、立憲、共産案の成立を強く求めるものです。

議連にも加わっている自民、公明、維新、国民が合意を無視してそれぞれ別の法案を提出したことは、合意した法案を壊すもので、許されません。

さらに、昨晚二十二時過ぎ、突然、四党の修正案の概要が示されました。今日の朝提出をされた。当事者の声も聞かず、たった一時間二十分の質疑で今日採決しようなど、許されるものではありません。強く抗議するものであります。

修正案は、自民、公明が維新、国民案をほぼ丸のみしたものです。修正案の最大の問題は、性的マイノリティー以外の権利擁護のためなどといつ

て留意事項を新設していることです。全ての国民が安心して生活できるというワードを用いています。多数派の権利擁護も必要として設けられているものです。この発想は、多数派が認める範囲内ではマイノリティーの人権、尊厳は認められないとのメッセージになりかねません。これは、性的マイノリティーの方々の現実の苦悩を軽視するものです。

また、学校における教育、啓発は家庭、地域住民その他の関係者の協力を得つつ行うと追加しています。これも、多数派が認める範囲内での教育、啓発しか認めないという発想です。あえて法律に盛り込むことで、教育現場が萎縮しかねません。

自公原案では、議連合意の差別は許されないという不当な差別はあつてはならないに変更されています。これでは、正当な差別が存在するかのようなメッセージとなり、差別を温存することになりかねません。

今回の法案は、LGBTの方々に対する理解を増進させることが目的のではありません。このような規定は、理解増進を阻み、マイノリティーに対する差別をなくそうという流れに逆行するもので、容認できません。

また、自公原案は、議連合意で国に対して義務づけた調査研究を学術研究に置き換え、調査を削除しています。理解増進のためには、性の多様性の実態や差別の現状を明らかにすることが重要であり、公的調査を行う国の責務を弱めるものです。

修正案は、民間団体などの自発的な活動の促進を削除しており、民間団体が担っている居場所づくり事業や各種相談事業などの後退を招きかねません。

さらに、修正案では、多数派の権利擁護のための留意事項を政府が指針を策定するとしていることは、自治体による先進的な条例や民間団体の自発的な活動など、この法律全体を多数派が認める範囲内での施策に抑え込もうとするものです。こ

のような後退は認められません。

最後に、修正案では、日本でも差別的文脈があるとして最高裁判決や自治体条例などで使われなくなった同一性を持ち込まなかったとはいえず、ジェンダーアイデンティティーに置き換えていきます。なぜ、性自認を用いなくなったのでしょうか。

性自認を用いないことに固執する背景に、一定の連続性、一貫性、持続性を伴った性自認と自称や成り済ましを混同させ、差別と偏見をあいり、運動や世論を敵視する勢力がいます。

性的マイノリティーの方々を排除することなく、性の多様性を認め合い、誰もが個人の尊厳を尊重される社会をつくるのが世界の流れであり、今求められていることです。LGBT当事者の方々が求めているのは、現実に行き始めている差別の解消、基本的な人権と個人の尊重の保障です。

本来必要なのは、我が党を含む野党が提出しているLGBT差別解消法案の成立であると申し述べ、討論を終わります。

○大西委員長 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 採決に際し、討論いたします。

今回、立憲、共産案、修正案、修正部分を除く自民、公明案、いずれも賛成いたします。

極めてイレギュラーなことはよく承知しています。ただ、性同一性、性自認、ジェンダーアイデンティティーのいずれの用語も、定義規定に変更がない以上、意味は変わりません。それを持ってきて、どれかを選べと言われる方が途方に暮れることとなります。

このような形で、ほぼ同じ内容のものが三つも並ぶというのは、ただただ政党間の調整不足ではないかと感じます。そもそもこれは、人権、ひいては人の内心の奥深いところに關わる法律です。それが国会で対立法案のように扱われること自体が不適切であり、この審議を見られる全ての関係者には、健全な議会の在り方について猛省を促したいと思えます。

このLGBTに関する法律は、騒ぎ立て、対象

者の方を際立たせることが目的ではありません。誰もがその性自認を相互に気にすることなく、自由で静かに暮らせる世の中を志向しています。新藤先生が当会派に説明に来られたとき、カミングアウトなんてことが必要ない世の中ということを言われました。まさにそのとおりだと思います。

一方、この法律の作成過程において議論が合致しなかった原因として、私は、差別と合理的な区別の違いが明確にならなかったことがあると思っています。差別は常に不当なものであり、絶対に許されるはず、あつてはなりません。一方、私が質疑で女性刑務所の事例を挙げながら指摘した、公権力行使における最小限の合理的な差別を設けないとおかしなことになるのも事実です。

私がいろいろな方と話をしてみても、左派、右派問わずイデオロギーの強い方ほど、この合理的区別という言葉に強く反応し、逆に、当事者又は当事者に近い方ほど、当然そのような区別はありますよねという返事が来ました。このような違いを明確にすることが、このような混乱につながったのだと思います。この合理的な区別は、法成立後に、基本計画レベルでは是非取り組んでいただきたいと思えます。

全て賛成というのは、小異を捨てて大同につくということですが、どの法律案もそれほどの差があるわけではないわけですから、私は、いずれの案でもよいので、法というツールを通じてLGBTに対する理解が進めばいいのだというふうな思っています。そして、将来的には、このような法律が存在しなくとも全く問題ないような世の中が来ることを願って、私の討論といたします。

○大西委員長 次は、大石あきこ君。

○大石委員 れいわ新選組、大石あきこです。会派を代表して、三種類、そして今朝急浮上した修正案、四種類のLGBT理解増進法、全てに反対の立場から討論いたします。

過去何度も、LGBTの方への差別的な取扱いをなくすための法整備の必要性が求められてきました。今回、複数の議員立法が与野党から提出された直接のきっかけは、総理秘書官の、見るのも嫌だ、隣に住んでいるのもちよつと嫌だという問題発言と、それに關連する岸田総理自らの不適切な発言でした。先ほどの反対討論で言われたような、差別のない社会、早く来ればいいですけども、総理秘書官や総理がこの状態ですから、やはり取組というものがあつていいです。

これまで、二〇一六年から野党側はLGBT差別解消法案を提案し続け、二〇二二年の差別解消法提出にはれいわ新選組も提案に参加しました。私たちは、差別解消法の成立を求める立場です。続けて、反対の理由を三つ述べます。

第一は、議員立法という手法が、充実した審議をさせない手段として利用されたことです。

今回は、理解増進の意味づけだけをめぐっても与野党の調整がつかず、結果的に四法案が並ぶ例の状態になってしまいました。そして、最終的には自公が維新、国民と握って、宗教右派の意向を酌んだ修正案を提案。議員立法でやるのが駄目とは申しません。しかし、現在、国会の慣例上、議員立法は審議時間が十分に取れず、参考人質疑など充実した審議は期待できないのが実情です。その慣例を変えて徹底審議をするか、あるいは、政府が責任を持って差別解消のための法案を閣法で提出し、じっくり審議するべきでした。

第二は、理解増進法自体の内容です。

自民、公明案、維新、国民民主党案については、超党派合意案からの後退が著しい、統一教会や宗教右派の考えを強く度度した法案になっています。それらの主張が反映されている法案には賛成できません。本日出てきた修正案は、性教育全体に歯止めをかけかねず、一元の自公案よりも悪手、差別促進法案になりかねません。

最後に、三番目。理解増進だけでは駄目で、差別解消のための法整備が必要であることです。私たちは、LGBT当事者に対する差別がこの

社会において存在し、それを解消するための法整備が必要と考えます。差別の解消にとつて重要なのは、本法が掲げるような理解増進だけではなく、差別的取扱いをなくすための合理的配慮の仕組みを整備することです。理解増進と差別解消は車の両輪です。時の歯車を後ろに進めようとする流れに対して、差別解消の仕組みの整備を譲り渡したという点で、立憲案にも反対します。

以上の三点の理由で四法案全てに反対し、差別解消法の成立を引き続き求めていきます。

以上で討論を終わります。

○大西委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大西委員長 これより採決に入ります。まず、西村智奈美君外十三名提出、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○大西委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、新藤義孝君外五名提出、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、新藤義孝君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○大西委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○大西委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

この際、阿部司君外四名提出、性的指向及び

ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案は議決を要しないものとなりましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○大西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大西委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十四分散会

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及び性同一性の多様性を受け入れる精神を涵養し、もつて性的指向及び性同一性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「性同一性」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)
第三条 性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性同一性にかかわらず、等しく基本的な権利を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性同一性を理由とする不当な差別はあつてはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)
第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)
第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)
第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及び性同一性の多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会を確保等を行うことにより、性的指向及び性同一性の多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性同一性の多様性に関する施策の効果を踏まえ、必要と認めるときは、これを変更しなければならない。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性同一性の多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十條第三

項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及び性同一性の多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)
第七条 政府は、毎年一回、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)
第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及び性同一性の多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性同一性の多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十條第三

ならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及び性同一性の多様性に
関する学術研究その他の性的指向及び性同一性
の多様性に関する国民の理解の増進に関する施
策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進
捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域
その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向
及び性同一性の多様性に関する理解を深めるこ
とができるよう、心身の発達に応じた教育及び
学習の振興並びに広報活動等を通じた教育的指
向及び性同一性の多様性に関する知識の着実な普
及、各般の問題に対応するための相談体制の整
備、民間の団体等の自発的な活動の促進その他
の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的
指向及び性同一性の多様性に関する理解を深め
るための情報の提供、研修の実施、普及啓発、
就業環境に関する相談体制の整備その他の必要
な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該
学校の児童等に対し、性的指向及び性同一性の
多様性に関する理解を深めるための教育又は啓
発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必
要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・性同一性理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、
法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国
土交通省その他の関係行政機関の職員をもって
構成する性的指向・性同一性理解増進連絡会議
を設け、性的指向及び性同一性の多様性に関す
る国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ
効果的な推進を図るための連絡調整を行うもの
とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の
施行後三年を目途として、この法律の施行状況
等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づ
いて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法平成十一年法律第八十九
号の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十五号の次に次の一号を加
える。

四十五の二 性的指向及び性同一性の多様性
に関する国民の理解の増進に関する基本的
な計画(性的指向及び性同一性の多様性
に関する国民の理解の増進に関する法律(令
和五年法律第 号)第八条第一項に規
定するものをいう。)の策定及び推進に関す
ること。

理由

性的指向及び性同一性の多様性を受け入れる精
神を涵養し、もって性的指向及び性同一性の多様
性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及
び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に
関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並び
に国及び地方公共団体の役割等を明らかにすると
ともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定
める必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民
の理解の増進に関する法律案に対する修正案
性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の
理解の増進に関する法律案の一部を次のように修
正する。

題名及び本則(第十一条を除く。)中「性同一性」
を「ジェンダーアイデンティティ」に改める。

第一条中「法律は」の下に、「性的指向及びジェ

ンダーアイデンティティの多様性に関する国民の
理解が必ずしも十分でない現状に鑑み」を加える。

第六条第二項中「関し」の下に、「家庭及び地域
住民その他の関係者の協力を得つつ」を加える。

第十条第一項中、「民間の団体等の自発的な活
動の促進」を削り、同条第三項中「ための」を「た
め、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得
つつ」に改める。

第十一条の見出しを「性的指向・ジェンダーア
イデンティティ理解増進連絡会議」に改め、同条
中「性的指向・性同一性理解増進連絡会議」を性
的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連
絡会議に、「性同一性」を「ジェンダーアイデ
ンティティ」に改める。

本則に次の一条を加える。

(措置の実施等に当たつての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当
たつては、性的指向又はジェンダーアイデン
ティティにかかわらず、全ての国民が安心して
生活することができることとなるよう、留意す
るものとする。この場合において、政府は、そ
の運用に必要な指針を策定するものとする。

附則第三条中「性同一性」を「ジェンダーアイデ
ンティティ」に改める。

性的指向及び性自認の多様性に関する国民の
理解の増進に関する法律案

性的指向及び性自認の多様性に関する国民
の理解の増進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、その性的指
向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権
を享有するかけがえない個人として尊重され
るものであるとの理念にのっとり、性的指向及
び性自認を理由とする差別は許されないもので
あるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多
様性に関する国民の理解の増進に関する施策の
推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地
方公共団体の役割等を明らかにするとともに、

基本計画の策定その他の必要な事項を定めるこ
とにより、性的指向及び性自認の多様性を受け
入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自
認の多様性に寛容な社会の実現に資することを
目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛
感情又は性的感情の対象となる性別についての
指向をいう。

2 この法律において「性自認」とは、自己の属す
る性別についての認識に関する性同一性の有無
又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及び性自認の多様性に関する国
民の理解の増進に関する施策は、全ての国民
が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等
しく基本的人権を享有するかけがえない個人
として尊重されるものであるとの理念にのっとり、
性的指向及び性自認を理由とする差別は許
されないものであるとの認識の下に、相互に人
格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実
現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単
に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及び
性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関
する施策を策定し、及び実施するよう努めるも
のとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、
国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま
え、性的指向及び性自認の多様性に関する国民
の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施
するよう努めるものとする。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指
向及び性自認の多様性に関するその雇用する労
働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境

の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及び性自認の多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の努力)

第七条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下「児童等」という。)の理解の増進に関し、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及び性自認の多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第八条 政府は、毎年一回、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第九条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するた

め必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及び性自認の多様性をめぐ

る情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及び性

自認の多様性に関する国民の理解の増進に関す

る施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね

三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の

変更について準用する。

(調査研究)

第十条 国は、性的指向及び性自認の多様性に

関する調査研究その他の性的指向及び性自認の多

様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十一条 国及び地方公共団体は、前条の調査研

究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家

庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、

性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深

めることができるよう、心身の発達に応じた教

育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性

的指向及び性自認の多様性に関する知識の着実

な普及を図るものとする。

第十二条 国及び地方公共団体は、性的指向及び性自認の多様性に関する各般の問題に関する相談に的確に対応するため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、性的指向及び性自認の多様性に

関する理解の増進に資するよう、その雇用する労働者の就業環境に関し、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、性的指向及び性自認の多

様性に関する理解の増進に資するよう、その設置する学校の児童等の教育環境に関し、当該児童等又はその保護者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(民間の団体等の自発的な活動の促進)

第十三条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的

に行う性的指向及び性自認の多様性に関する国民

の理解の増進に関する活動が促進されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・性自認理解増進連絡会議)

第十四条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する性的指向・性自認理解増進連絡会議を設け、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況

等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)
第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第 号)第九条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

理 由

全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が

必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に關するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあつてはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま

え、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に關し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会を確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に關し、保護者の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するたに必要があるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に關する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進

捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、保護者の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たつての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たつては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意す

るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第 号)第八條第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

理 由

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。